



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

619	産業廃棄物処理施設の設置許可申請	(循環型社会推進課).....	1
620	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
621	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
622	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
623	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	3
624	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	4
625	引の池土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	4
626	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	4
627	〃	(").....	5
628	基本測量の実施	(技術調査課).....	5
629	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
630	道路の供用開始	(").....	6
631	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
632	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
633	〃	(").....	8
634	〃	(").....	8

告 示

和歌山県告示第619号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示する。

なお、この設置許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及びその代表者の氏名
大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字森ノ裕1423番2他68筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類
イ 紙くず

- ウ 木くず
- エ 繊維くず
- オ ゴムくず
- カ 金属くず
- キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ク がれき類

(5) 申請年月日

平成22年11月12日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び御坊保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

平成24年5月29日（火）から同年6月29日（金）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見提出期間

平成24年5月29日（火）から同年7月13日（金）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効）

(2) 意見提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

E-mail:e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 御坊保健所衛生環境課

〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2

(3) 意見書の形式等

ア 郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 意見書の様式は、問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第620号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年5月16日指定した。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	黄金のGT 6月号	12259-06	晋遊社
月 刊 誌	実話マッドマックス 6月号	15279-06	コアマガジン

月刊誌	劇画マッドマックス 6月号	03369-06	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 6月号	18421-6	サン出版
月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	01805-6	鉄人社
月刊誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 6月号	14077-06	ベストセラーズ
コミック	DVDジュネ VOL. 14	60901-15	ジュネット
コミック	マガジンBE×BOY 6月号	18355-06	リブレ出版
コミック	drapドラ 6月号	16695-06	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩歯 4-23	やま歯科診療所	岩出市山594-2	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩歯 5-24	医療法人米永会 やま歯科診療所	岩出市山594-2	平成 24. 4. 2

和歌山県告示第623号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は訪問	辞 退

		看護ステーション等の名称	年月日
中西内科胃腸科医院	田辺市下屋敷町14	中西善夫	平成 24.5.15

和歌山県告示第624号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ワン・ツー・スリー薬局	和歌山市手平5-1-19	薬局所在地	和歌山市太田2丁目11-23	和歌山市手平5-1-19	平成 24.5.10
マリーン薬局	和歌山市和田1179-18	薬局所在地	和歌山市和田1193-3	和歌山市和田1179-18	平成 24.5.14

和歌山県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、引の池土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第626号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字滝字下東尾1390の1、1395の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下東尾1390の1・1395の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第627号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字細川字大佐古393の21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町清川字向宇路住120番6地先から同町清川字向宇路住112番6地先まで	旧	6.60 } 37.00	137.00	
同上	新	6.60 } 37.00	137.00	
		7.50		

同上	新	24.50	275.00
----	---	-------	--------

和歌山県告示第630号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字向宇路住120番6地先から同町清川字向宇路住112番6地先まで

供用開始の期日 平成24年5月29日

和歌山県告示第631号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東株井谷左支溪（5-385-1-025）、支溪（5-385-1-026）、寒川右支溪（5-386-1-014）、朔日川左支溪（5-386-1-015）、木戸の串谷（5-386-1-016）、西の川右支溪（5-386-2-035）、西の川右支溪（5-386-2-036）、西の川左支溪（5-386-2-037-1）、西の川左支溪（5-386-2-037-2）、朔日川右支溪（5-386-2-038）、朔日川右支溪（5-386-2-039）、朔日川右支溪（5-386-2-040）、朔日川右支溪（5-386-2-041）、朔日川左支溪（5-386-2-042）、小薮川右支溪（5-386-2-043）、小薮川右支溪（5-386-2-044）、小薮川右支溪（5-386-2-045-1）、小薮川右支溪（5-386-2-045-2）、板谷（5-386-2-046）、小薮川左支溪（5-386-2-047）、日高川左支溪（5-386-2-048）、日高川左支溪（5-386-2-049）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

船津小津茂2（Ⅱ-4349）、船津小津茂1（Ⅱ-4343）、小津茂（Ⅰ-1014）、船津下滝本3（Ⅰ-3991）

①、船津下滝本3 (I-3991②)、下滝本 (I-1016)、船津下滝本1 (I-3987)、船津下滝本2 (I-3988)、船津上滝本 (I-3990)、上滝本 (I-1018)、船津上滝本 (II-4346)、西原 (I-1021)、西原3 (II-4336)、大江 (II-4333)、船津坂本2 (II-4354)、坂本1 (I-1011)、船津坂本1 (II-4347)、岡本1 (I-1013)、船津岡本1 (上段) (II-4341 (上段))、船津岡本1 (下段) (II-4341 (下段))、船津岡本2 (II-4344)、蕨平 (I-1029)、三佐1 (I-1038)、田尻 (I-1040)、平岩 (I-1049)、原日浦平岩1 (I-3984)、三佐2 (I-3995)、田尻1 (II-4363)、田尻2 (II-4364)、三佐1 (II-4369)、三佐2 (II-4379)、三十木 (I-1045)、姉子1 (I-1046)、姉子2 (I-3986)、姉子1 (II-4320)、姉子2 (II-4323)、姉子3 (II-4324)、姉子4 (II-4326)、志どし (I-994)、皆瀬・露谷 (I-1055)、坂本3 (I-1079)、畑ヶ瀬 (I-2285)、平川4 (II-4155)、平川5 (II-4157)、坂野川8 (II-4373)、堂浦 (II-4461)、西ノ川 (I-1088)、ヲソ越エ (I-1093)、梅原 (I-1096)、土居 (IV-5006)、ハザノ谷・碓ノ谷 (2) (I-1098)、蛇原 (I-1099)、平野 (I-1101)、上平1 (I-1102)、曾ワ垣内 (I-1103)、寒川土居・碓ノ谷 (1) (I-4002)、小川 (II-4394)、寒川滝ノ上1 (II-4441)、寒川滝ノ上2 (II-4442)、寒川滝ノ上3 (II-4444)、寒川上西ノ川1 (II-4446)、東谷 (II-4450)、寒川朔日1 (II-4453)、寒川上西ノ川2 (II-4454)、朔日 (II-4457)、寒川朔日2 (II-4460)、寒川朔日3 (II-4463)、寒川朔日4 (II-4468)、寒川上西ノ川3 (II-4472)、寒川朔日5 (II-4475)、寒川下西ノ川1 (II-4476)、寒川中村1 (II-4478)、寒川西ノ谷1 (II-4479)、寒川西ノ谷2 (II-4480)、寒川西ノ谷3 (II-4481)、寒川中村2 (II-4483)、寒川下西ノ川2 (II-4484)、寒川中村3 (II-4485)、寒川中村4 (II-4486)、寒川中村5 (II-4487)、寒川下西ノ川3 (II-4488)、寒川下西ノ川4 (II-4489)、寒川中村6 (II-4490)、寒川下西ノ川5 (II-4491)、寒川中村7 (II-4494)、小棚垣内 (II-4497)、中村 (II-4498)、寒川下板3 (II-4545)、寒川滝ノ上4 (III-2630)、寒川1 (III-2633)、高野下1 (II-4512)、高野下2 (II-4514)、高野1 (II-4515)、下小薮川1 (II-4517)、下小薮川2 (II-4518)、下長志1 (II-4522)、下板2 (II-4523)、高野下3 (II-4524)、下長志2 (II-4526)、下長志3 (II-4527)、上板2 (II-4528)、下長志4 (II-4529)、上板3 (II-4530)、下長志5 (II-4534)、上長志1 (II-4538)、上長志2 (II-4539)、上長志3 (II-4540)、下西ノ川6 (II-4542)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第632号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3159	岩出市清水字千代347番1の一部、349番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 24. 5. 16	6. 00	56. 77

和歌山県告示第633号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3170	紀の川市貴志川町前田字堂ノ前227番の一部	和歌山市太田二丁目13番2号 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 24. 5. 15	6. 15	52. 87

和歌山県告示第634号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3172	紀の川市久留壁字尾崎79番の一部	紀の川市南志野248-6 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成 24. 5. 16	6. 00	39. 06